

三重県

緊急事態措置

令和3年8月27日(金)~9月12日(日)

対象区域 県内全域

- ・爆発的な感染拡大を食い止める
- ・愛知県・岐阜県と連携した面的対応

直近の感染状況

直近一週間の感染者数推移(人)

(県内発表分)
単位:人

8/19	8/20	8/21	8/22	8/23	8/24	8/25
311	388	427	432	268	342	431

モニタリング指標

1週間で約2,600人が感染

	医療提供体制等の負荷				監視体制	感染の状況			
	病床のひっ迫具合			人口 10万人 あたりの 療養者数		PCR 陽性率	直近1週間の 人口10万人あ たりの新規感 染者数	直近1週 と 先週1週 の比較	感染経路 不明割合
	入院医療		うち重症 者用病床		病床 使用率				
	病床 使用率	入院率	病床 使用率						
8/25 時点	59.5%	7.9%	29.6%	19.53人	11.4 (8/7 ~8/13)	146.68人	2.24倍	49.5% (8/18~24 速報値)	
県指標	注意レベル	20%~	-	-	-	4人~	1.0倍	20%	
	警戒レベル	30%~	-	-	-	8人~	1.0倍	30%	
国指標	ステージⅢ	20%~	~40%	20%~	20人~	5%	15人~	1.0倍	50%
	ステージⅣ	50%~	~25%	50%~	30人~	10%	25人~	1.0倍	50%

県民の皆様へ

特措法第45条第1項に基づく要請

- 日中も含め、外出や移動の自粛、
特に20時以降の外出自粛を
※生活の維持に必要な場合を除く
- 県境を越える移動の自粛を ※生活の維持に必要な場合を除く
- 外出の必要がある場合も、外出機会の半減を
外出する場合は少人数で、混雑を避けて
まとめ買い等、外出の回数を減らす工夫を
- ホームパーティー、
バーベキュー・路上・公園など屋外でも、
大人数・長時間の飲食は避けて

飲食店等の皆様へ

特措法第45条第2項に基づく要請

施設の種類	内訳	要請内容
飲食店 カラオケ店 結婚式場	酒類の提供 （利用者による酒類の店内持込を含む） 又は カラオケ設備の提供 を行う店舗	休業要請
	酒類の提供 （利用者による酒類の店内持込を含む） 及び カラオケ設備の提供 を行わない店舗 <u>※期間中、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込を含む） 及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合を含む</u>	営業時間 短縮要請 <u>20時まで</u>

○結婚式場への協力依頼

できるだけ1.5時間以内、

50人又は収容定員50%のいずれか少ない人数での開催

事業者の皆様へ

特措法第45条第2項に基づく要請

○大規模商業施設では、売場等の密を避けるため
入場者の適切な誘導・整理等を

出入口数の制限、駐車場の一時的削減などによる人数制限
売り場における入口の限定、入場整理券の配布など

特措法第24条第9項に基づく要請

○床面積1,000㎡超の運動施設、遊興施設、
物品販売業者等における営業時間の短縮(20時まで)

○百貨店の食品売り場など密になりやすい売り場等では、
入場者の適切な誘導・整理等を

事業者の皆様へ

特措法第24条第9項に基づく要請

- 感染拡大予防ガイドラインの遵守、感染防止対策の徹底
- 特に県外との往来の多い若い世代の方を雇用している場合は対策を徹底
- 高等教育機関等において、外出の自粛（特に20時以降）
大人数・長時間の飲食を避けるなど学外も含めた
感染防止対策の周知・徹底を
- 外国人生徒のいる教育機関、外国人を雇用する事業者
において、感染防止対策の丁寧な周知を

事業者の皆様へ

○時差出勤、オンライン会議など接触機会の低減に加え、
地域や業務の特性もふまえ在宅勤務など

出勤者の7割削減を

○20時以降の外出自粛要請をふまえ、

20時以降の勤務の抑制を

○大規模商業施設において、

セール等の集客イベントを控えて（特に土日）

○集客施設において、酒類提供、カラオケを控えて

○大規模商業施設において、

入場者整理等の状況をホームページなどで周知を

イベント開催について

特措法第24条第9項に基づく要請

○県内で開催されるイベントは、

i) 感染防止対策を徹底し、

参加人数は以下のうち少ない人数を基準に

ii) 開催時間は21時まで

上限人数	収容率
5,000人	収容定員の 50%以内

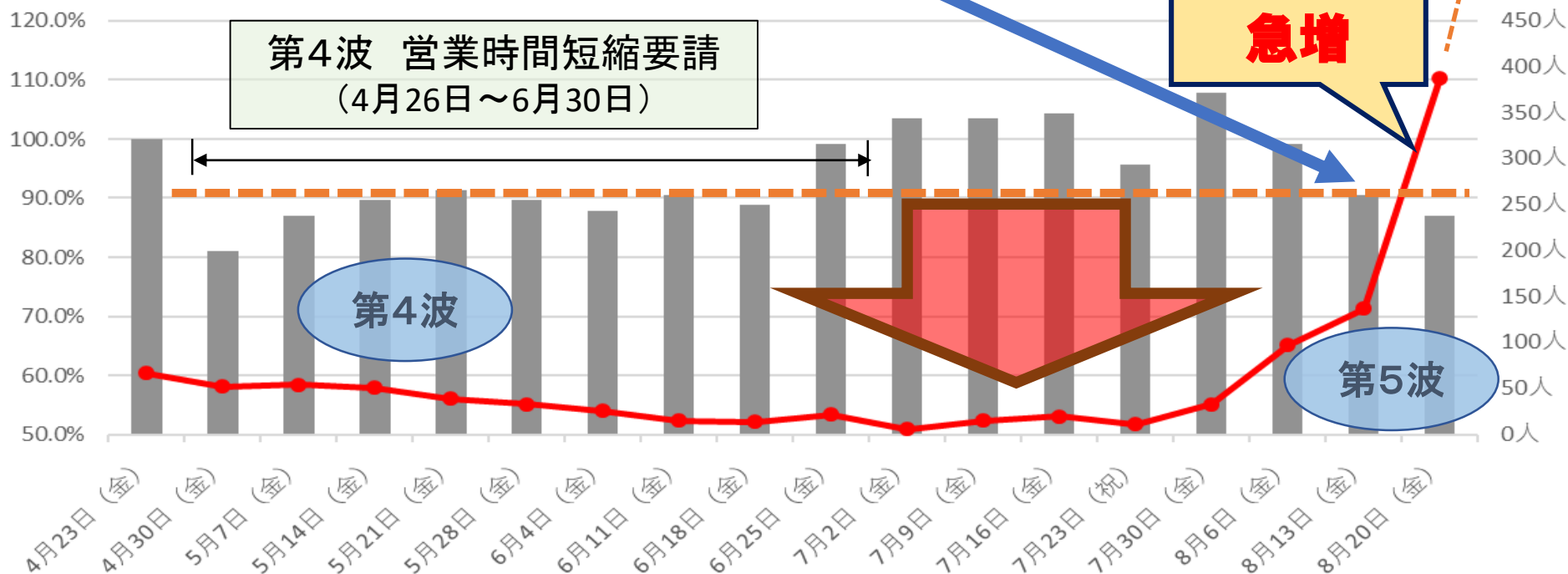
近鉄四日市駅周辺(21時台)の人流

現状

第4波の営業時間短縮要請のときと
同じ程度に減少している

「頂上が見えない」
感染拡大が続く中では、
**第4波以上に人流を減らす
必要がある。**

近鉄四日市駅周辺・21時台の人出 (折れ線グラフ・右目盛り: 新規感染者数)



県内商業施設（15時台）の人流①

現状

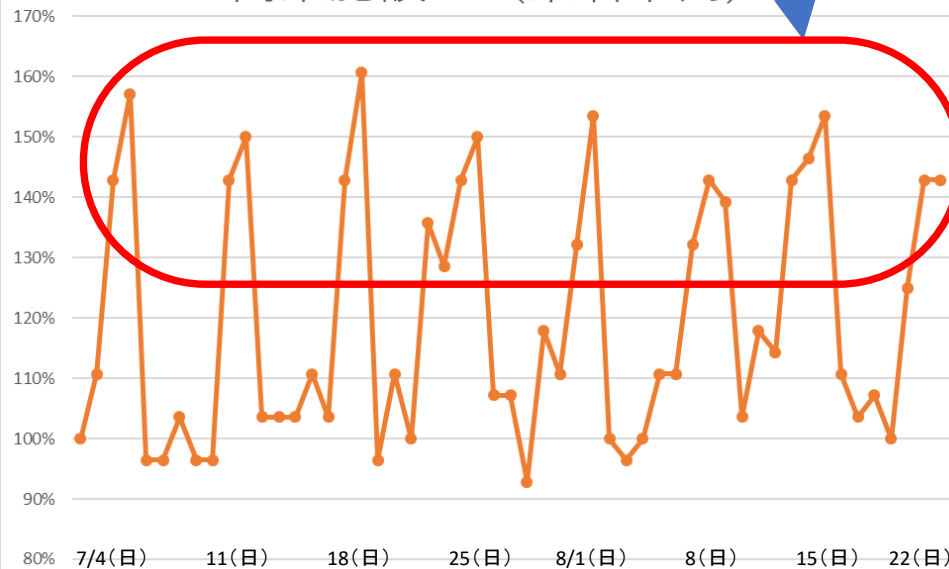
土日の人流が減っていない

期間：7月1日～8月22日

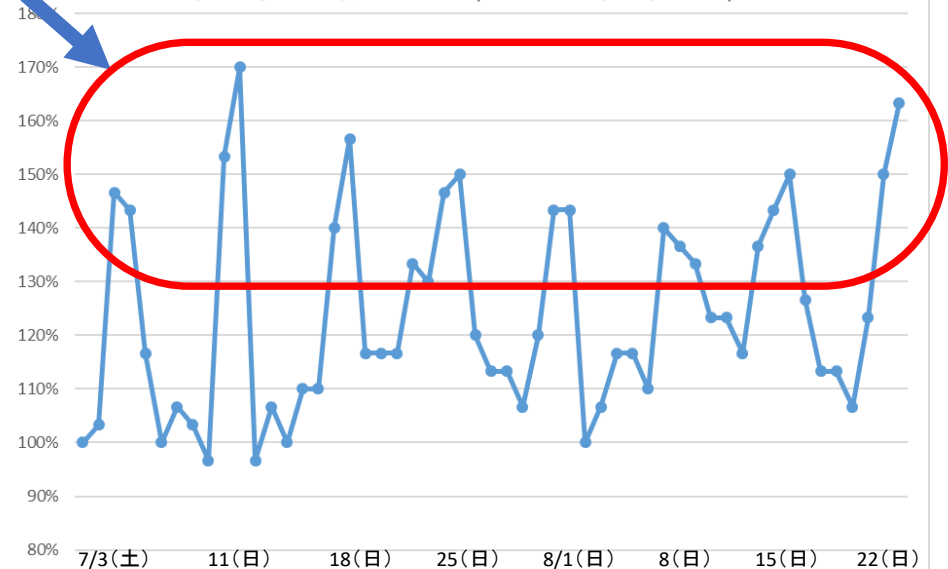
大規模商業施設における
人数制限など入場者の整理を要請

利用者の皆様もご協力を

商業施設 A（桑名市内）



商業施設 B（四日市市内）



県内商業施設（15時台）の人流②

現状

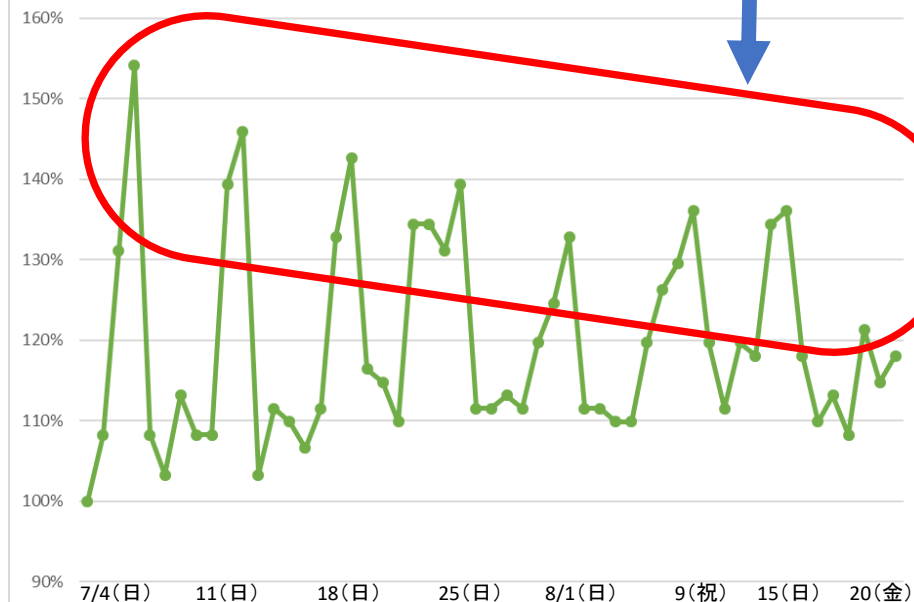
人流が減っている地域もある

期間：7月1日～8月22日

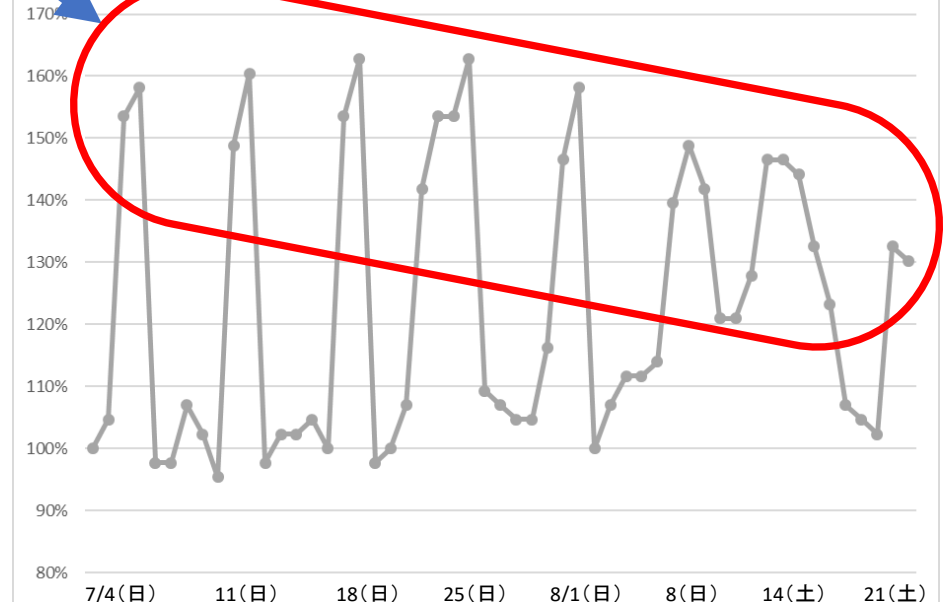
大規模商業施設における
人数制限など入場者の整理を要請

引き続きご協力を

商業施設C（鈴鹿市内）



商業施設D（津市内）



県が実施する対策（医療提供体制等）

- ・入院医療、宿泊療養、自宅療養を常時併用、医療機関の負荷を軽減
- ・後方支援体制を確保し、病床の効率的な活用を促進

患者受け入れ病床の確保

- ・患者急増時の緊急的な対応として、重症用病床を含め追加的な病床を確保し、順次運用

31床増
(うち重症用病床4床)

宿泊療養施設のさらなる活用

- ・19室増室し、259室で運用
抗体カクテル療法などを行う臨時的医療施設
とすることも視野に取組

県が実施する対策（医療提供体制等）

入院調整中患者・自宅療養者へのフォローアップ

- ・医師会、看護協会、薬剤師会等と連携、各保健所に「**自宅療養フォローアップセンター**（仮称）」を設置
- ・感染が確認された**妊婦**に対し、関係団体と連携し、**入院調整の段階から専門的な支援**体制を整備
- ・自宅療養者の増加をふまえ、**貸与用パルスオキシメーター5,000個を追加購入**

計8,850個

保健所機能の充実

- ・保健所機能の維持・強化のため、**県職員（32名）を増員**

県が実施する対策（ワクチン、検査）

ワクチン接種の推進

- ・妊婦や同居する人が優先的に接種できるように
市町に働きかけ
- ・武田/モデルナワクチンの接種を行う県営会場設置
外国人住民や若年層に優先的接種

検査体制

若い世代を含めて

感染者の早期発見、拡大防止に向け、

- ・希望する県民等に無料で検査ができる機会を提供
- ・抗原定性キットを医療機関、高齢者施設、保育所等に配布
- ・9月～11月末まで小規模通所施設を含む
障害福祉施設における社会的検査を実施

県立学校における夏季休業明けの対応

分散登校からオンライン学習の実施へ

- ・県立学校は早急に分散登校から
オンライン学習などの**在宅学習**に移行
- ・特別支援学校児童生徒の居場所の確保に十分に留意

修学旅行、体育祭、文化祭、部活動

- ・9月12日までに予定の
修学旅行、遠足、体育祭、文化祭などは**延期**
- ・**部活動は中止**、公式戦も原則延期又は中止

市町等教育委員会及び私立高等学校等に対しても、
県立学校の取組を迅速に情報提供

県の実施する対策

県管理施設の閉鎖、利用制限

- ・**県有施設**（文化施設、スポーツ施設等）の
休館、一部利用制限
- ・海岸、ダム等の**駐車場**を閉鎖
- ・県有施設等の取組を市町へ迅速に情報共有

外出・移動自粛のよびかけ

- ・主要駅構内等でのポスター掲出などについて、
交通事業者に協力を要請
- ・**道の駅、サービスエリア**等で**注意喚起**を実施

県が実施する対策（事業者支援）

営業時間短縮要請等の影響に対する支援

・三重県飲食店時短要請等協力金

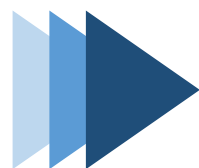
※休業又は20時までの時短要請に
全面的に協力いただいた場合に単価を増額

重点措置区域内

3万円～10万円

その他地域

2.5万円～7.5万円



県内全域

4万円～10万円

一定の要件（時短要請に継続的に協力等）をみたす
飲食店に対し、協力金の一部を早期支給

（8月末までに制度概要を発表）

県が実施する対策（事業者支援）

営業時間短縮要請等の影響に対する支援

・集客施設時短要請等協力金

県内全域において、建築物の床面積が1,000㎡超の集客施設における20時までの時短要請、食品衛生法上の飲食店営業許可を受けていないカラオケ店における休業要請に対して、全面的に協力いただく事業者を支給。8月末までに制度概要を発表。

・飲食店取引事業者等支援金

飲食店の時短要請等の影響を受け、8・9月に売上が減少した事業者を支給。9月中旬に制度概要発表、10月上旬申請受付。

・酒類販売事業者等支援金

飲食店の時短要請等の影響を受け、8・9月の売上の減少率に応じて支給。9月中旬に制度概要発表、10月上旬申請受付。